

イラク治安部門改革（SSR）への民間安全保障会社（PSC）
の使用に関する米軍と英軍の違いの考察—反乱鎮圧作戦の
経験と正当性に対する理解の相違からの説明

長谷川 晋

広島大学大学院国際協力研究科博士課程後期

上杉 勇司

広島大学大学院国際協力研究科

広島大学平和科学研究センター兼任研究員

**A Review of the difference between the US and UK Forces in
their use of Private Security Companies in Security Sector
Reform in Iraq: an Explanation focusing on the Difference in
the Legacy of Counter-insurgency Operations and the
Understanding of the Legitimacy**

Susumu HASEGAWA

**Doctoral Student, Graduate School for International Development and
Cooperation, Hiroshima University**

Yuji UESUGI

**Graduate School for International Development and Cooperation, Hiroshima
University**

Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

This article focuses on the fact that there is a noticeable difference in the way private security companies are used in Iraqi security sector reform (SSR) between the U.S. and U.K. militaries, and argues that such difference results from the two countries' different historical experiences in counterinsurgency after World War II and that, as a result of the different experiences, each military has fostered contrasting recognition toward legitimacy. The argument in this article can contribute to studies of relationship between norms and policy-making.

はじめに

近年、紛争後の平和構築の過程における治安部門改革（Security Sector Reform: SSR）の重要性が強く認識されるようになった。SSRとは、国家再建の中核的活動で、機能的で健全な治安部門を形成することで、人々が安心して暮らせる状況を作り、持続可能な開発の礎を構築することを目的としている。戦時中に膨れ上がった軍隊や和平合意後に解体が約束された反政府武装勢力の武装解除、軍隊や警察の活動を監督する国会や行政機構の強化、権威主義的な体制の維持を目的としていた警察の役割を公共秩序の維持へと転向させるなど SSR の活動内容は多岐にわたる。SSR は、シエラレオネ、リベリア、スーダン、コンゴ民主共和国、ギニアビサウ、ネパール、コソボ、東ティモールなど、多くの紛争後の国家再建の過程で導入されてきたことから分かるように、現在の平和を考えるうえで重要なキーワードであることは明らかだろう。

そして、9.11 以降、とりわけ米国によるアフガニスタン戦争やイラク戦争後に両国で展開されてきた SSR において特徴的なことは、民間安全保障会社（Private Security Companies: PSC）と呼ばれる新しいアクターが SSR に関連する活動の随所に登場したことであろう。PSC とは、古典的には国家の独占領域であった軍隊および軍事活動において正規軍を補佐する形で、あるいはその代役として関与する民間企業のことを指す。もちろん、古来より戦闘関連技量を武器に傭兵として技能集団を形成した民間組織は存在したが、特に本論文が焦点を当てる SSR の分野で登場する PSC は、依頼者に代わって戦闘行為を担うのではなく、SSR 被支援国の軍隊や警察の訓練などを担うものである。そして、今では PSC は、好むと好まざるとに関わらず、SSR に欠くことができない存在になった。

一般的に PSC を最も積極的に利用しているのは、米国と英国である。しかし、両国の PSC の利用に関する態度や政策には、のちに詳しく見るように、大きな違いがある。例えば、米国防総省は SSR を含むあらゆる領域において積極的に PSC や「請負業者（contractors）」¹を利用し、軍事的な活動と非軍事的な活動の間に民間委託の明確な境界線を設けているようには見えない。ところが英国防

省は、他の分野では積極的に PSC を利用しているにも関わらず²、SSR の活動においては PSC を使うことに慎重な姿勢を維持しているのである³。

そこで本論文では、イラクにおける SSR を題材に、SSR を担う米国と英国が、PSC の使用に関して違いを見せていることの原因を探ることを目的とする。現在、米英がイラクで経験している戦争は、現地の人々の中で繰り広げられる反乱鎮圧作戦 (counterinsurgency) である。したがって、両国の現在の SSR 政策は、両国が過去に展開した反乱鎮圧作戦の経験に基づいていると仮定し、次のようなものを仮説として立てる。

- SSR で PSC を利用することの正当性に対する認識が米英で異なるために、両国はイラクの SSR において PSC の使用に関して異なった対応をしていた。
- 両国の PSC の使用に関する正当性の認識の違いは、両国が過去に経験した反乱鎮圧作戦の経験に影響を受けている。

そして、これらの仮説を検証するために、本論文は次のような構成で議論を進めていく。まず第 1 節においては本論文で焦点を当てる主要な概念を整理し、第 2 節では本論文の理論的な位置づけを行う。国際政治学における規範研究に対して、一つの事例研究として貢献するものであることを示す。第 3 節では、米軍がイラクの SSR において、どのように PSC と関わっているかを見る。続いて第 4 節では、英軍の PSC への関わり方を検討し、米軍との違いを比較する。第 5 節では米軍の反乱鎮圧作戦の歴史を概観し、米軍による冷戦やベトナム戦争の経験が、イラクの SSR で PSC を利用することの正当性認識にどう関係しているのかを検討する。第 6 節では同様に英軍の反乱鎮圧作戦の歴史をふりかえり、後に北アイルランド問題という国家への帰属にまつわる問題の中で英軍が得た経験が、イラクで英軍が担っている SSR において PSC を使うことの正当性認識にどのような影響をもたらしているかを考える。以上の内容をまとめて、最後に結論を述べる。

1. 問題意識

本論文の理論的位置づけを示すにあたり、まず本論文の中で中核となる三つの用語（PSC、SSR、反乱鎮圧作戦）について定義しておきたい。戦闘活動、軍事コンサルティング、情報分析、警備・警護、物資・人員の輸送など軍事・安全保障分野におけるサービスを提供する民間企業を表す用語としては、Private Military Companies [Firms] (PMC/PMF)、Private Military Security Companies (PMSC) などがある。ただし、現在では直接的な戦闘活動に携わる企業はほぼ皆無であるため、そうした戦闘活動を除く安全保障サービスを提供する企業の総称として、一般に Private Security Companies (PSC) という言葉が使われる。しかし、現実には同じ企業が武装と非武装のどちらの業務にも関与していることが多く、また直接的な戦闘支援サービス以外の活動でも、どこまでを「軍事活動」と見なすかが一様ではないため、本論文ではあくまでも武装警護、情報分析・コンサルティング、そして SSR という活動に限定して、その支援に携わる企業のことを PSC と呼ぶことにする。

SSR については、藤重博美が「国家の中枢に位置する治安維持を担うさまざまな組織（例えば、軍隊、警察、司法制度等）の実務能力の向上や民主的な組織への体質改善を目指して行われる種々の改革の総称」と定義している⁴。これは単に冷戦期にベトナムなどで行われた軍事支援や警察の治安維持能力の強化を意味するのではなく、人権、法の支配、人間の安全保障などの諸価値に基づいた治安部門の体質改善や監視制度の強化をも意味する。ただし、反政府勢力との戦闘でいまだ治安が安定しないイラクでは、SSR は軍と警察を対象とするものの方が優先される傾向が強いため、本論文では軍と警察を対象とした SSR のみ扱う。

反乱鎮圧作戦の定義については、まずはそれが鎮圧の対象とする「反乱 (insurgency)」の定義をする必要があるだろう。「反乱」は「国家の内部から国家の実効支配を得るために情報戦・ゲリラ戦・テロなどの様々な手法を用い、反乱軍の方が現政府よりも現地住民のニーズを満たす能力を有していると彼らを説得することによって現政府への支持を低下させる活動」⁵のことであり、反乱鎮圧作戦はそのような活動を失敗に終わらせるための、政治・軍事・社会・経済のあらゆる側面を含む活動を意味する。

次に、本論文の主要な問題意識である SSR に PSC を使用することに対する正当性の認識には、どのようなものが影響を及ぼすのかについて、簡潔に整理しておく。ここでは、国家は民間にどの程度まで軍事という「政府固有機能 (inherently governmental functions)」⁶を委託すべきなのか、という考え方の相違に注目する。

クラーマンは軍の活動の民間委託、さらに言えば国家・国民・軍の関係に対する理想像において、米国・英国とドイツの政策の間には大きな違いがあり、その違いを説明する枠組として、分野を限定せず積極的に民間委託の意義を認めようとする米英の「新自由主義 (Neoliberalism)」と、安全の提供のための軍の管理は政府が責任を持つべきであるとするドイツの「共和主義 (Republicanism)」というイデオロギー上の対立概念を用いた⁷。確かにこうした米英両国とドイツの姿勢の違いは、イラク以外でも、例えばアフガニスタンの SSR において顕著に現れており、SSR に対する二つの矛盾するヴィジョンに整合性を持たせることの重要性が唱えられている⁸。しかしこの二項対立概念だけでは、どちらも新自由主義的価値観を共有する米国と英国の SSR における政策の違いを説明することができない。

そこで本論文では、両国の SSR における PSC の利用方法にこうした違いが現れる理由を明らかにすることを目的とする。そしてそのために本論文が提示する視点は、米国と英国が軍の機能においても新自由主義的な立場に基づく「小さな政府」を目指している点では共通していても、紛争地の平和構築の中で PSC が担う活動については、規範的立場、すなわち軍の使用に際して行う正当性の意味づけの仕方が異なるのではないかというものである。そしてそのような規範的な立場の違いが、北アイルランド問題をはじめとして国内や植民地での対テロ活動や反乱鎮圧作戦を行ってきた英軍の歴史的経験と、冷戦やベトナム戦争などを通して反乱鎮圧作戦を行ってきた米軍の歴史的経験の違いから来ている可能性を論じる。そしてその違いが、SSR を行うに当たって PSC の利用における政策の違いとなって現れていることを仮説として提示する。

2. 理論的位置づけ

国連開発計画（UNDP）が『人間開発報告書』93年版と94年版の中で初めて「人間の安全保障」という言葉を使って以来⁹、「人間の安全保障」という規範が複数の下位規範を包括する「複合規範」であることが指摘されてきた¹⁰。多くの規範がそれぞれの時代で競合し、置換・調整・複合を通して変化していく。競合に勝ち残った規範は「社会化」「内部化」され、定着していく¹¹。「人間の安全保障」規範は、「欠乏からの自由」という規範と「恐怖からの自由」という規範の二つが複合して定着した規範であると言えるだろう¹²。国際政治理論において、コンストラクティヴィストはこうした規範を正面から取り上げ、冷戦の終結を含む国際関係の「変化」がなぜどのように生じるのかを説明しようとした¹³。それに対してリアリストは、そうした議論は、なぜ複数ある規範の中から特定の規範が他の規範よりも重視され影響力を持つのか、つまりなぜそれぞれの時代において規範の優先順位が異なるのかを説明できていないという有力な批判を行った¹⁴。このことは、複数の規範間の競合には、それぞれの規範を推進するアクターの力関係が影響を及ぼしていることを示唆している¹⁵。規範研究において求められているのは、単に複数の規範が複合化していることを指摘するにとどまるのではなく、どのような歴史的経路を経て政策化しているのかを明らかにすることである。それは、それぞれの規範が力や利害の関係の影響も受けながら競合した結果、どのような政策の違いとなって現れているのか、そしてなぜそのような変化が起こっているのかを実証的に明らかにしていくことであると言える。その意味において、本論文は米国と英国の規範の形成過程の違いが、SSRにおけるPSCの利用という現実の政策においてどのような違いとなって現れているかを説明することによって、そうした規範研究の課題に一つの貢献ができるものと考えられる。また、規範が政策につながっていることは、軍事ドクトリンなどの公的文書や法律など現実の形となって現れたものの中に規範を裏付ける文言が含まれているかどうかで判断することができる¹⁶。米英軍の正当性認識とSSRにおけるPSCの関係に焦点を当てることで、規範と政策の因果関係をより明確にできるであろう。

3. 米軍と PSC

80年代のレーガン政権下で官から民への委託が加速された「民営化革命」¹⁷の影響はすでに当時から軍の機能にも及んでいたが、新しい冷戦における米ソ間の緊張の高まりに伴って防衛予算が大幅に拡大され、それが軍事においても徹底した新自由主義的な政策を実行することの防波堤になっていた¹⁸。しかし、続く三つの政権（G. ブッシュ、クリントン、G. W. ブッシュ）の下で新自由主義的な政策が大規模に適用され、90年代半ばまでは政府固有機能と考えられていた軍や軍事施設の管理といった業務まで民営化されるようになった¹⁹。それらは戦闘活動などを含まない軍の非中核的な機能における民間委託であったが、2001年9月11日に起こった同時多発テロ事件後は軍事警察と基地の警備への需要が高まり、米議会ではPSCを国内の基地の警備で使用するに対する法的な禁止を撤回するに至った²⁰。さらにPSC業界が急激に成長を遂げたのは、2003年3月に始まったイラク戦争を契機としてであった。イラク戦争開始後は、武装警護や紛争地の治安情報分析・コンサルティングから現地国のSSRに至るまで、軍の中核機能に関わる業務にまでPSCが関与することとなった²¹。ヴィネル（Vinnell）社、MPRI社、SAIC社などのPSCは、イラクでの戦闘終結後まもない時期からSSRに関わり²²、その後もSSRに関わるPSCの規模は増えていった²³。しかしながら、SSRが短期的な治安の安定化だけを目的とする活動ではないものの、イラクではSSRが治安の安定を現地社会にもたらしているとはいまだ言えない状況にある。米軍がイラクで行っているSSRは多くの問題点を抱え、その成果に対して疑問視する向きもある²⁴。

米議会調査局（Congressional Research Service: CRS）の報告書によれば、2010年12月現在、イラクでは8,327人のPSC要員が米国防総省からの請負の下で活動を行なっている²⁵。イラクでは移行支援の主導権が国防総省から国務省に移り、PSC要員の数は2009年6月から半減しているが、イラクに駐留している米軍が徐々に撤退を実行に移しており、PSCに対する今後の需要はまだ続くと考えら

れる。イラクに駐留している米軍は2011年9月の時点で5万人を切ったとされ、2011年末までの完全撤退を予定している²⁶。今後米軍をはじめとする駐留軍の撤退が進むであろうことを考えると、いまだ未成熟なイラクの治安部門を支援するアクターとして、PSCの活動の場はさらに広がることが予想される。SSR以外の例えば施設や輸送車の武装警護のような活動においても、まだ依然としてPSCが現地で質量ともに大きな役割を担っていることが示されている²⁷。紛争地で再建事業に携わる企業も米軍に保護を期待できなくなり、実際にPSCに依存する他に選択肢はない²⁸。また、イラクのように駐留軍の支援を得られない他の現地国政府にとっては、国家再建のためにSSRが不可欠であるとの認識があっても、そのための知識や技術をPSCに依存せざるを得ないケースもある²⁹。PSCは、とりわけマネジメントや戦略分析の専門知識、リーダーシップ訓練などSSRドナー国や国際組織が持っていない、またはなじみの薄いスキルを提供でき、ニーズに合わせて迅速に複数のチームを作ることもできるという利点を持っている³⁰。

ダインコープ (DynCorp) 社はイラクの警察改革を米政府からの委託で行っており、米国を拠点にする最も有名なPSCの一つである。イラクにおいては3万2,000人の国軍兵士を訓練し、さらに警察・司法機関・刑務所で10年以上の経験を持つ民間の技術支援要員を約1,000人派遣した。2003年には、イラク軍の訓練のために5,000万ドル以上の契約がダインコープ社となされたのに加え、イラク警察の訓練のために4,800万ドルの契約がヴィネル社となされた。その契約の下請企業として、MPRI社やSAIC社とも契約が交わされた³¹。さらに、その他のSSR関連費用として追加の184億ドルが米議会から認められた³²。

以上のように、イラクにおけるSSRの成果については懐疑的な評価がありつつも、米軍は現在に至るまでPSCへの業務委託を大規模に行っており、その内容も多岐にわたり、SSRにまで及んでいる。米国では80年代に「政府固有機能」の定義をめぐって盛んに議論が行われたが、SSRをPSCに委託することが政府固有機能を浸食することになるかどうかについての議論は、少なくとも米軍がイラクでPSCを雇うことの歯止めには今のところなっておらず、公と民の境界線が明確に引かれてはいない。米軍の場合は、PSCを利用すべきかどうかの議

論ではなく、利用することを前提とした上で、どのように規制・管理すべきかという議論のほうが主流となっている³³。SSR で PSC を利用するに当たって、政府固有機能とそうでないもの間に境界線を引く明確な証拠は存在していない。

次節では、英軍が担う SSR において PSC がどのように利用されているかを見ることで、米国との違いを明確にすることを試みる。

4. 英軍と PSC

1991年の第一次湾岸戦争や後の90年代半ばにおけるボスニアやコソボでの作戦において、英軍の活動を支援する請負業者は確かに存在していたが、そうした企業への軍の依存について英軍に一貫性のある方針が存在していたわけではなかった³⁴。それが変わったのが1998年に英政府が議会に提出した「戦略防衛見直し (Strategic Defense Review: SDR)」の中で「適切だと考えられる場合には、兵站支援において請負業者の支援を利用することを検討する」と明記された時であった³⁵。そして2003年に始まったイラク戦争においては、そうした方針転換の下、請負業者が最大限に利用されることとなった³⁶。政権が保守党から労働党に変わっても、請負業者への英軍の依存は変わらず強まっていった。クラーマンは、過去に政府や軍の固有機能について軍人・政治家・学者の間で盛んに議論が行なわれてきた米国やドイツとは異なり、英国では軍人を「多くの中の一つの職業」と見る傾向が強く、明確に経済的・軍事的合理性に基づいて請負業者に軍の活動を担わせていると述べている³⁷。1998年の「戦略防衛見直し」を契機として、英国は国家を防衛の「提供者 (a provider)」ではなく「管理者 (a manager)」へと転換させることを目論んでいて、そのために請負業者を軍の永久的な構成員にしようとしていた³⁸。

このように英国は、米国以上に請負業者に軍の活動の民間委託を行なうことに積極的であり、クラーマンが言うように明確に新自由主義的な立場から請負業者を利用している。しかしながら、英軍が管轄するイラクの SSR において英

軍が PSC とどう関わっているかを見ると、状況は異なっていることがわかる。前節で見た通り、米国は請負業者と同様、PSC をも積極的に利用しており、それは武装警護や情報分析・コンサルティングにとどまらず、SSR においても重要な活動を大規模に PSC に委託している。それとは対照的に、英軍は SSR だけでなく、施設や輸送車の武装警護や情報分析・コンサルティングにおいても PSC の利用には非常に慎重な姿勢をとってきた³⁹。英国は米国に次ぐ第 2 の PSC 輸出国であり、ブレア政権は作戦支援や訓練活動でも積極的に PSC を利用する動きを見せてはいたが⁴⁰、基本的には慎重姿勢を維持している。請負業者の場合とは異なり、英軍が PSC を利用することについての明確な方針は存在しておらず、場当たりの現場の指揮官が対応するという状況になっている⁴¹。

このような慎重な姿勢の要因として、1997 年と 1998 年にそれぞれパプアニューギニアとシエラレオネで起こった有名な「サンドライン事件」が尾を引いているとも考えられる。元英軍将校のティム・スパイサーが作ったサンドライン社は、1997 年にパプアニューギニアで軍による政府への反乱が起こった時、政府と反乱鎮圧の契約を交わしていたとして、後にパプアニューギニア軍によって裁判にかけられている⁴²。また 1998 年には、武器禁輸措置を破ってシエラレオネに武器を輸送して国際的に大きな問題となった。スパイサーはメディアに対して「英政府の了解の下に行なった」と語ったために英政府も国際的な非難を浴びたのであった⁴³。しかし、2007 年 9 月にイラクのニスール広場で銃乱射事件を起こし、17 人のイラク市民を殺傷したブラックウォーター社は元米海軍特殊部隊に所属したエリック・プリンスが作った会社であるが⁴⁴、この会社の存在が問題となった後も米軍は PSC の利用をやめることはしていない。PSC にまつわるいくつかの特定の事件が規制・管理の強化につながったことは確かだが、PSC に SSR を委託することを抑制する目立った動きは今のところ米軍には見られていない。英軍が PSC をとりわけ SSR において利用することに慎重な姿勢を維持していること理由として、キンゼイは英軍が軍隊としての役割やステータスを PSC に奪われることに対する恐れを抱いている可能性があることと、米軍と英軍とでは安全保障に対する考え方が異なっていることを挙げている⁴⁵。前者は組織間の縄張り意識として一般に見られることかも知れないが、後者の要

因については組織が持つ規範と関連していると考えられるため、より詳細な分析が必要である。英軍においては、退役した軍人が軍事の専門知識を売ることに対して伝統的に否定的な感情があり、また、軍事訓練のような軍にとって重要な任務を民間委託すれば、軍の存在意義を浸食すると考えられている⁴⁶。言い換えれば、英軍にとっては、PSC が担う活動は「兵站の原則 (a principle of logistics)」に関わるのではなく「戦争の原則 (a principle of war)」に関わることであるため、民間に委託すべきではない政府固有機能に相当する活動であると言えるかも知れない⁴⁷。反対に米軍にとっては、紛争地における安全の問題は「戦争の原則」に関わるものではあるものの、PSC が担っている活動は「戦争の原則」に関わるものとは異なると考えられている⁴⁸。米英両国の軍が発行している軍事ドクトリンに現れている「安定化」に対する認識を比較した場合、英国の場合は「安定化」をより長期に渡る「過程 (process)」と見ているのに対し、米国の場合はより具体的な「作戦行動 (operations and activities)」と考えていることが推察できる⁴⁹。また、政府が政策の目的を重視するか、それとも手段を重視するかによって民間委託に対する見方が肯定的になったり否定的になったりすると論じる議論⁵⁰を援用するなら、米国は手段が民か公かよりも目的達成のための有効性を重視しているのに対し、英国は手段の正当性の方を重視していると考えられるだろう。

それではなぜこのような規範的な立場の違いが生じるのであろうか。次節では、米軍と英軍の反乱鎮圧作戦における歴史的経験が異なる規範を生み出しており、それがイラクの SSR における PSC の利用に対する政策の違いの一つの要因となっている可能性を論じる。

5. 米軍の反乱鎮圧作戦の歴史

帝国を築き上げ植民地を運営していた英国の歴史に比べれば短いかも知れないが、米国もまた 19 世紀末にフィリピンを植民地にして以来、反乱鎮圧作戦の長い歴史を有している⁵¹。19 世紀末から 20 世紀初めにかけて、フィリピンやニ

カラグアで行ってきた反乱鎮圧作戦の経験を通して、米軍とりわけ海兵隊は、反乱鎮圧作戦が純粋に軍事的な対応では成功しないことを正確に認識してきた。すなわち、反乱軍の情報を手に入れるためには現地住民の支持を獲得しなくてはならず、作戦の成功のために「人心掌握 (winning hearts and minds)」が必要であることが現場レベルでは理解されていた⁵²。しかしながら、それが公式のドクトリンにまで昇格されることはなく、第二次世界大戦において大規模な軍の投入が作戦の前面に出ると、米軍の戦略における反乱鎮圧作戦の重要性は後退した。1950年に始まった朝鮮戦争においても大規模な軍の維持が前提とされ、19世紀末から培ってきた反乱鎮圧作戦の蓄積は失われてしまった⁵³。第二次世界大戦直後、米軍はギリシャとフィリピンと朝鮮半島において紛争に直接関与した。これらの紛争では、人心掌握の重要性が認識されていた第二次大戦前の反乱鎮圧作戦の蓄積を活かす好機ではあったが、そこでも作戦の前提とされたのは通常戦争の発想で、「圧倒的な火力による制圧」を基本に据えるものであった⁵⁴。1953年に米軍は「非正規軍に対する作戦活動」と題する軍事ドクトリン **Field Manual (FM) 31-15** を出版し、その中で作戦の軍事的な側面に偏らず、法と自由の尊重や反乱軍が持っている不満の源を取り除くことの重要性を強調した⁵⁵。反乱鎮圧作戦における政治的・社会的側面の重要性を意識したものであったが、同年に終結した朝鮮戦争の後、共産主義に対する脅威認識の高まりとともに西欧諸国と韓国と日本の防衛が最優先され、反乱鎮圧作戦が政策に反映される余地はなかった⁵⁶。

そして、現在におけるイラクの米軍の活動に対しても決定的な影響を及ぼすことになったのがベトナム戦争における経験であったと考えられる。ベトナム戦争においてもそれ以前と同様、米軍は通常戦争の発想である「火力の拡大使用」を前提とする戦略に基づいて作戦を展開していた⁵⁷。1975年の完全撤退とサイゴン陥落に至るまで米軍はベトナム戦争の泥沼にはまり、ベトナム以降は反乱鎮圧作戦についての議論を意図的に忌避するようになった。70～80年代に出された軍事ドクトリン (FM 31-23、FM 100-5、FM 100-20) からは反乱鎮圧作戦についての記述が消え、脅威にさらされている国家への支援は正規軍が行うのではなく、特殊作戦部隊が行うものと位置づけられた⁵⁸。このようにしてベトナム

ム戦争の教訓によって正規の米軍を反乱鎮圧作戦の負担から解放し戦略の新たな立て直しを回避したことが、後にイラクとアフガニスタンにおいて米軍の反乱鎮圧作戦に対する準備不足へとつながった可能性が高い⁵⁹。

2001年と2003年にそれぞれ開始されたアフガニスタン戦争とイラク戦争では、米軍の圧倒的な力でもってタリバン政権とサダム・フセイン政権を即座に政権から駆逐することには成功したものの、戦闘終結後まもなくして、米軍がその後必要とされる安定化作戦と権限移譲のプロセスを完全に過小評価していたことが明白となった⁶⁰。イラクではシーア派とスンニ派の宗派争いが熾烈を極め、治安の悪化は極限に達していた。2006年までにはG. W. ブッシュ政権の開戦前の目論見がほとんど破綻したことが明らかとなり、中間選挙での歴史的敗北とラムズフェルド国防長官の辞任を経て、反乱鎮圧作戦の根本的な見直しを迫られた⁶¹。

2006年12月、Field Manual (FM) 3-24「反乱鎮圧作戦」が出版され、ベトナム戦争以来初となる反乱鎮圧作戦についての軍事ドクトリンとして注目を浴びた。従来の軍事ドクトリンと異なるところは、ブッシュ政権のイラク戦略に対して批判的な国防総省内部および外部の人権団体・学者・ジャーナリストなどの識者たちとの協議を経て内容が修正されたことであつた⁶²。その内容は、反乱鎮圧作戦の本質である紛争の政治的・社会的側面を考慮に入れたものであり、「住民本位 (population-centered)」の反乱鎮圧作戦を実行すべきことを述べている⁶³。また、FM 3-24は米地上軍の大規模な展開を前提としており、可能な限りイラクからの早期撤退を目指していたブッシュ政権が明確に方針を転換したことがわかる。実際にこの新しいFMが出版された1ヶ月後の2007年1月、ブッシュ大統領は新しいイラク戦略として、さらに2万人の米地上軍の「増派 (surge)」を発表するに至つた⁶⁴。ここにおいて、ベトナム戦争以来、脇に追いやられていた反乱鎮圧作戦が、イラクにおいて戦略の中心的な関心へと引き戻されたことが明確になった。第4節で引用したキンゼイの言葉を用いれば、反乱鎮圧作戦は米軍の軍事戦略の中で「戦争の原則」に関わる活動であると認識されたとと言えるだろう。

こうした米軍自身の軍事戦略の転換と密接なつながりを持っているのが、イ

ラク自らが自国民に治安を提供できるようになるための試金石となる、イラクの国軍と警察の改革である。英軍とは異なり、米軍が行う SSR の中で PSC が大規模に採用されていることは第 3 節で述べた通りである。以上の米軍の反乱鎮圧作戦の歴史をふりかえる時、米政府の公共性に対する考え方が徐々に明らかになるように思われる。反乱鎮圧作戦は、イラクでの治安の安定化の失敗を受けて、冷戦期とは対照的にその重要性の認識が高まった。すなわち、反乱鎮圧作戦に対する政府の関与の度合いと責任が高まり、全体的な軍事戦略の中でその公的側面が強まったと言える。しかしながら、反乱鎮圧作戦の公的側面が強まっても、そのために不可欠な SSR に関与するアクターにおいては、民間アクターを公的アクターによって入れ替えるという動きは現れていない。第一次と第二次世界大戦の戦間期から大国への地位へと上ってきた米国は、戦後は冷戦というグローバルなイデオロギー的権力闘争からの要請を受けて、圧倒的な火力と物量による軍事作戦を展開してきた。こうした大規模な軍事作戦は請負業者という民間アクターによる後方兵站支援の活動なしには不可能であり、ベトナム戦争においても米軍は多くの請負業者の支援を受けていた。第二次世界大戦後、英国では防衛のほぼあらゆる分野が国有化されたが、米国では民間の軍事産業が完全に廃止されることはなく、それが 60 年代における軍産複合体の隆盛へとつながったことから考えても⁶⁵、米軍の軍事作戦は民間部門のアクターと密接な関係を持ちながら行われてきたと言えるだろう。米国が置かれたこうした環境から、米軍は専門的な技能や知識を持つ民間アクターとの分業を積極的に評価していて、活動の公的側面の度合い（＝政府の関与と責任の大きさ）とアクターの属性（公的アクターか民間アクターか）を関連づけて考えてはいないことを示している。次節で検討する英軍とは違い、米軍は反乱鎮圧作戦と SSR が持つ正当性をアクターの属性（status）に求めるのではなく、活動そのもの（activity）に求めていると考えられる⁶⁶。そして、たとえ民間アクターが関与していたとしても、それを規制・管理するルールや制度を確立することで SSR の正当性は担保できると米軍は考えていると言えるのではないだろうか。また、請負業者も含めて米国の PSC にとって最大の顧客は米政府であり、政府の要求や期待に業界が応えようとする姿勢が強いことも、米政府が属性よりも活動に

における規制・管理を重視する要因になっていると言えるだろう。この点においても、最大の顧客が英政府ではない英国の請負業者や PSC とは異なっている⁶⁷。

次節では英軍の反乱鎮圧作戦の歴史を概観し、正当性認識の特徴が米軍とは異なっていることを論じる

6. 英軍の反乱鎮圧作戦の歴史

19 世紀末からフィリピンやニカラグアで蓄積してきた反乱鎮圧作戦の経験や知識が、第二次世界大戦と冷戦のグローバルな戦略的要請によって断絶させられた米軍とは異なり、英軍は戦後もマレー半島や北アイルランドにおける経験を活かし、反乱鎮圧作戦の成否を左右する人心掌握にとって多様な側面を考慮に入れること、すなわち軍事のみならず政治的・経済的・社会的なあらゆる要因に注目することが必要であることが認識されてきた。第二次世界大戦前で英軍が反乱鎮圧作戦の大きな教訓を得た戦争は、1899～1904 年の第二次ボア戦争であった。戦闘終結後に激しいゲリラ掃討作戦が始まり、その際に英軍は、強制的な手法でゲリラの支持基盤である住民や資源を支配する経験をした⁶⁸。続く 20 世紀後半において英軍が反乱鎮圧作戦を経験したのは、英帝国の植民地からの撤退においてであった。1948～1960 年にマレー半島、1952～1956 年にケニア、1955～1960 年にキプロス、1965～1975 年にオマーンにおいて、それぞれ英軍は反乱鎮圧作戦を行い、ここで獲得した教訓が 1969 年から 2007 年まで続いた北アイルランドにおける反乱鎮圧作戦に反映されることとなった⁶⁹。

歴史的に見て、米軍とは異なる英軍の反乱鎮圧作戦の特徴として、現地国の軍よりも警察の活動に対する支援を重視する傾向がある。力の行使にあたって軍よりも抑制的であり、また警察の活動が現地住民とより密接にかつ長期的に関わるものであるため、反乱鎮圧作戦に不可欠の反乱軍についての情報収集に有効であると考えられたからであった⁷⁰。イラクとアフガニスタンでの活動の教訓を得ようとした米軍人の中には、英国の反乱鎮圧作戦の歴史を学ぶ者もいた。しかしながら、英軍がマレー半島と北アイルランドで行った反乱鎮圧作戦に対

しては、その強制的な性格とその中で起こった数々の人権侵害のために批判的に評価する者もあり⁷¹、英国の反乱鎮圧作戦の歴史から盲目に学ぶことは好ましくないとする懸念も指摘されている⁷²。そうした懸念から、英軍は 2006 年末までの米軍のイラクでの人心掌握の失敗を反面教師として、反乱鎮圧作戦を捉えているように見える。

また、冷戦構造における一方の陣営のリーダーとしての利害と責任を引き受けなくてはならなかった米国とは異なり、英国は第二次世界大戦後に大国としての地位を失い、米国における「大量報復戦略」のように大規模な軍の展開を前提とした戦略にとられることもなかった⁷³。第 4 節で見た通り、90 年代末からはむしろ米軍よりも積極的に請負業者に委託するようになった。しかし、反乱鎮圧作戦との関係で重要な位置づけにある SSR の中で PSC を使うことから距離を置いている。英軍の反乱鎮圧作戦の歴史をふりかえる時、どこにその理由を見出せるだろうか。

英軍は、大規模な火力の行使を前提とする通常戦争によって反乱鎮圧作戦の蓄積が相殺されることもなく、反乱鎮圧作戦の暗部（強制的手法による作戦とそれに伴う人権侵害）を経験しながら人心掌握の重要性を認識してきた。その英軍が冷戦期に関わった北アイルランド問題は、「対テロ作戦 (counterterrorism)」に重点を置く戦略を必要とした。2003 年にイラクに介入した当初、英軍がイラクの状況にうまく適応できなかった理由は、北アイルランドでの対テロ作戦の経験の影響を英軍の反乱鎮圧作戦が強く受けていたためだったと言われる⁷⁴。限定的な火力の使用によって敵の機先を制することに重点を置く対テロ作戦の経験が、国家の機構や制度がすべて破綻していて、より包括的な戦略を必要とするイラクでの反乱鎮圧作戦の妨げになっていた可能性が考えられるのではないだろうか。そもそも対テロ作戦は、反乱鎮圧作戦の手段の一つにすぎない。加えてより重要なことは、北アイルランド問題は、英国とアイルランド両国への帰属にまつわる問題であったことである。その経験を持つ英軍は、イラクにおける反乱鎮圧作戦や SSR といった国家建設の基盤となる活動を担うアクターに対して、国家主権に基づく属性 (status) の正当性を要求しているのだと言えるのではないだろうか。そのため、第 4 節で述べたような英国防省の縄張り意識

とも相俟って、PSCのような民間部門のアクターをSSRで使うことに対しては強い警戒が働いているのだと考えられる。

米軍と同様に英軍もまた、国際政治における大国間の力関係や国内および植民地における統治の歴史的経験の影響を受けながら、独自の正当性認識を形成してきたと言える。英軍においては、反乱鎮圧作戦の戦略に、北アイルランド問題における対テロ作戦の影響が色濃く出ているために、結果としてイラクのSSRにおけるPSCの利用の仕方にも米軍との違いとなって現れたと考えられる。

おわりに

前節まで、イラクのSSRにおいて米軍と英軍がPSCに対して異なった姿勢を見せている要因を、両国の反乱鎮圧作戦の歴史の中で形成されてきた正当性の認識の違いの中に見出そうとしてきた。すなわち、両軍が国際政治の中で担ってきた役割の違いや、国内・植民地統治の歴史的経験内容の違いが正当性の認識に強く反映されているのではないかと、というのが本論文における仮説であった。そうした米英間の違いの結果、米軍は正当性の根拠を活動（activity）自体の性格に求める傾向が強いのにに対して、英軍はアクターの属性（status）が国家主権に基づく公的なものであるかどうかを重視する傾向が強く、それがイラクのSSRにおいてPSCを積極的に使うべきか否かの姿勢の違いとなって現れていると考えられるのではないだろうか。そして両軍のそうした傾向は、冷戦期におけるそれぞれの反乱鎮圧作戦の経験から強い影響を受けている可能性も本論文において指摘した。

SSRとPSCに関わる規範の問題を論じるに当たっての今後の研究課題は、SSRを支援する側および実際に安全を提供する現地国の治安部門という「供給側」にのみ焦点を当てるのではなく、現地社会と治安部門の関係や、現地住民のSSRに対する評価といった「受益側」の立場をも規範形成のための説明変数としてもっと採り入れていく必要があるということである⁷⁵。「住民本位」が説かれてきた反乱鎮圧作戦の戦略においても、実際の住民の認識や評価が規範形成に

どのような影響を及ぼしてきたのかも議論しなくてはならないだろう。単に規範が変化した事実を指摘するにとどまるのではなく、なぜどのように変化したのかについてさらに実証的な研究を蓄積していくことが課題であると言えるだろう。

<付記>

本論文は、財団法人松下国際財団 2009 年度研究助成による成果の一部である。

Notes

- ¹ 「請負業者 (contractors)」は、本来は非武装で直接軍事に関与しない業務（建設業、食事・洗濯サービスの提供、通訳など）に従事する企業と PSC の両方を含む総称であるが、本論文では PSC と区別するため、PSC が行う活動以外のものを行う企業を指して「請負業者」と呼ぶこととする。
- ² 英国防省は、軍事に直接関係のないサービス（物資輸送、不動産管理、上下水道処理、通訳業務など）においては、むしろ米国よりも積極的に請負業者を利用し、さらに軍事に関連する分野でも航空機のメンテナンスや修理、兵站支援、英軍に対する軍事訓練、さらには、英国の核弾頭の計画・製造・管理に責任を持つ Atomic Weapons Establishment (AWE) の管理まで民間委託したほどに民間部門の力に依存している。Elke Krahnmann, *States, Citizens and the Privatization of Security*, UK: Cambridge University Press, 2010, p.91.
- ³ Krahnmann, *States, Citizens and the Privatization of Security*, p.207; Christopher Kinsey, *Private Contractors and the Reconstruction of Iraq: Transforming military logistics*, London and New York: Routledge, 2009, p.30. 同じ英国の組織でも、国際開発省 (Department for International Development: DFID) や外務英連邦省 (Foreign and Commonwealth Office: FCO) は、国防省とは違って SSR で PSC を使うことに積極的ではあるが、実際には利用に至っていない。Kinsey, *op.cit.*, pp.109-111.
- ⁴ 藤重博美「脆弱国家」の再建と治安部門改革 (SSR) 稲田十一編『開発と平和—脆弱国家支援論』有斐閣ブックス、2009 年、209 頁。
- ⁵ Thomas Mockaitis, “Counterinsurgency doctrine: The US experience,” in Jan Angstrom and Isabelle Duyvesteyn (eds.), *Modern War and the Utility of Force: Challenges, methods and strategy*, London and New York: Routledge, 2010, pp.42-43.
- ⁶ 比山節男「米国における民営化と政府固有機能」原野翹・浜川清・晴山一穂編『民営化と公共性の確保』法律文化社、2003 年、166-168 頁。米国防総省の活動における「政府固有機能」についても CRS が報告書を出している。Luckey, John R. et.al., “Inherently Governmental Functions and Department of Defense Operations: Background, Issues, and Options for Congress,” *CRS Report for Congress*, Washington, DC: Congressional Research Service, Library of Congress, June 2009.
- ⁷ Krahnmann, *States, Citizens and the Privatization of Security*.
- ⁸ Andrew Wilder, *Cops or Robbers?: The Struggle to Reform the Afghan National Police*, Kabul: Afghanistan Research and Evaluation Unit, July 2007, p.x.
- ⁹ UNDP (1994) *Social Development: A New Definition for Security*, Final Report of the 46th Annual DPI/NGO Conference, September 8-10, 1993 New York, UNDP.

- ¹⁰ 栗栖薫子「人間安全保障「規範」の形成とグローバル・ガバナンス——規範複合化の視点から——」『国際政治』143号、2005年11月。篠田英朗・上杉勇司「紛争と人間の安全保障」篠田英朗・上杉勇司編『紛争と人間の安全保障——新しい平和構築のアプローチを求めて』国際書院、2005年、17-27頁。
- ¹¹ Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, “International Norm Dynamics and Political Change,” *International Organization*, Vol.52, No.4, 1998, p.895.
- ¹² 栗栖、前掲論文、83頁。
- ¹³ コンストラクティヴィストは多様で簡単に一括りにできるものではないが、最も著名な研究の一つに Alexander Wendt, *Social Theory of International Politics*, UK: Cambridge University Press, 1999. がある。
- ¹⁴ John Mearsheimer, “The False Premise of International Institutions,” *International Security*, Vol.19, No.3, Winter 1994/95, pp.5-48; 西村めぐみ「規範と国家行動——コンストラクティヴィズムをめぐる理論的一考察——」『一橋論叢』第116巻第1号、1996年7月、134頁。
- ¹⁵ 納家は「国際関係における力や利害との相関において「規範の領分」を捉えることは今後の規範研究の重要課題となろう」と述べている。納家政嗣「国際政治学と規範研究」『国際政治』143号、2005年11月、6頁。また、篠田英朗『国家主権：現代国際社会の立憲主義』（近刊）勁草書房、終章。
- ¹⁶ このような手法による研究として、小川裕子「国際開発協力進展における国際規範の役割」『国際政治』143号、2005年11月、45-60頁。
- ¹⁷ P. W. シンガー、山崎淳訳『戦争請負会社』（原典：P. W. Singer, *Corporate Warriors: The Rise of the Privatized Military Industry*, Ithaca: Cornell University Press, 2003.）NHK 出版、2004年、143-145頁。
- ¹⁸ Krahmman, *States, Citizens and the Privatization of Security*, p.119.
- ¹⁹ Krahmman, *States, Citizens and the Privatization of Security*, p.130.
- ²⁰ Krahmman, *States, Citizens and the Privatization of Security*, p.132.
- ²¹ シンガー、前掲書、8頁。中村美千代「犠牲続出、現代の「傭兵」 民間軍事会社とは何か」『論座』2004年8月号、140-145頁。
- ²² A. Rathmell, et al., *Developing Iraq’s Security Sector: The Coalition Provisional Authority’s Experience*, RAND National Defense Research Institute, Report, 2005, p.34.
- ²³ United States Government Accountability Office, *Afghanistan Security: Efforts to Establish Army and Police Have Made Progress, but Future Plans Need to Be Better Defined*, GAO-05-575, 2005, p.3.
- ²⁴ Christoph Wilcke, “A Hard Place: The United States and the Creation of a New Security Apparatus in Iraq,” in Gordon Peake, Eric Scheye and Alice Hills (eds.), *Managing Insecurity: Field Experiences of Security Sector Reform*, London and New York: Routledge, 2008, pp.43-44. また、アフガニスタンも含めたPSCによるSSRの問題点については、長谷川晋「平和構築における非国家主体と規範—イラク・アフガニスタンの治安部門改革における米国の民間安全保障会社を例に—」『国際協力研究誌』第18巻第3号、2012年3月。
- ²⁵ Moshe Schwartz, “The Department of Defense’s Use of Private Security Contractors in Afghanistan and Iraq: Background, Analysis, and Options for Congress,” *CRS Report for Congress*, Washington, DC: Congressional Research Service, Library of Congress, February 21, 2011, p.10.
- ²⁶ 『朝日新聞』2010年8月30日。
- ²⁷ Schwartz, *op.cit.*
- ²⁸ David Isenberg, “A government in search of cover: Private military companies in Iraq,” in Simon Chesterman and Chia Lehnardt (eds.), *From Mercenaries to Market: The rise and*

- regulation of private military companies*, Oxford University Press, 2007.
- ²⁹ Elke Krahmman, “Transitional states in search of support: Private military companies and security sector reform,” in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*, p.95.
- ³⁰ Francesco Mancini, *In Good Company?: The role of business in security sector reform*, London: Demos, 2005, p.58.
- ³¹ Krahmman, *States, Citizens and the Privatization of Security*, p.207; Deborah D. Avant, *The Market for Force: The Consequence of Privatizing Security*, UK: Cambridge University Press, p.122.
- ³² Krahmman, “Transitional states in search of support,” p.94.
- ³³ Marc Lindemann, “Civilian Contractors under Military Law,” *Parameters*, Autumn 2007; Sarah Percy, “Morality and regulation,” in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*; Kevin A. O’Brien, “What should and should not be regulated?” in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*; Anna Leander, “Regulating the role of private military companies in shaping security and politics,” in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*; Louise Doswald-Beck, “Private military companies under international humanitarian law,” in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*; Laura A. Dickinson, “Contract as a tool for regulating private military companies,” in Chesterman and Lehnardt, *op.cit.*
- ³⁴ Kinsey, *op.cit.*, pp.91-92.
- ³⁵ Ministry of Defense, *Strategic Defense Review*, London: HMSO, Cm 3999, July 1998.
- ³⁶ Kinsey, *op.cit.*, p.92.
- ³⁷ Krahmman, *States, Citizens and the Privatization of Security*, p.104.
- ³⁸ Krahmman, *States, Citizens and the Privatization of Security*, p.117.
- ³⁹ Kinsey, *op.cit.*, pp.105-106.
- ⁴⁰ Avant, *op.cit.*, p.168.
- ⁴¹ Kinsey, *op.cit.*, pp.106-107.
- ⁴² ロバート・ヤング・ペルトン『ドキュメント現代の傭兵たち』角敦子訳、原書房、2006年、329-333頁。
- ⁴³ Peter W. Singer, “Nation Builders and Low Bidders in Iraq,” *The New York Times*, June 15, 2004. <http://www.brookings.edu/opinions/2004/0615iraq_singer.aspx>; ペルトン、前掲書、335-336頁。
- ⁴⁴ Jeremy Scahill, *Blackwater: The Rise of the World’s Most Powerful Mercenary Army*, New York: Nation Books, 2007, pp.1-9.
- ⁴⁵ Kinsey, *op.cit.*, pp.107-108.
- ⁴⁶ Avant, *op.cit.*, p.174.
- ⁴⁷ Kinsey, *op.cit.*, p.107.
- ⁴⁸ Kinsey, *op.cit.*, p.108.
- ⁴⁹ *Joint Doctrine Publication (JDP) 3-40*, “Security and Stabilisation: The Military Contribution,” The Development, Concepts and Doctrine Centre (DCDC), UK Ministry of Defense, November 2009, p.xv; Chiyuki Aoi, *Legitimacy and the Use of Armed Force: Stability missions in the post-Cold War era*, London and New York: Routledge, 2011, p.224, Notes 19.
- ⁵⁰ John Donahue, *The Privatization Decision: Public Ends, Private Means*, New York: Basic Books, 1989; Avant, *op.cit.*, p.48.
- ⁵¹ Mockaitis, *op.cit.*, p.142.
- ⁵² Mockaitis, *op.cit.*, pp.146-147.
- ⁵³ Mockaitis, *op.cit.*, p.148.
- ⁵⁴ *Ibid.*
- ⁵⁵ *FM 31-15: Operations Against Irregular Forces*, Washington, D.C.: GPO, 1953.
- ⁵⁶ Mockaitis, *op.cit.*, p.149.
- ⁵⁷ Mockaitis, *op.cit.*, p.151.
- ⁵⁸ Mockaitis, *op.cit.*, p.152.

- ⁵⁹ Mockaitis, *op.cit.*, p.153.
- ⁶⁰ Isenberg, “A government in search of cover,” p.83.
- ⁶¹ Aoi, *op.cit.*, pp.107-108; David H. Ucko, *The New Counterinsurgency Era: Transforming the U.S. Military for Modern Wars*, Washington, D.C.: Georgetown University Press, 2009, p.112.
- ⁶² Ucko, *op.cit.*, p.104.
- ⁶³ 軍事ドクトリンとしては珍しく、「時としては何もしないことが最善の対応である」「時として最も優れた反乱鎮圧作戦の武器は、撃たないことである」といった文言が並んでいる。*FM 3-24: Counterinsurgency*, Washington, D.C.: Department of the Army, 2006.
- ⁶⁴ Ucko, *op.cit.*, p.114.
- ⁶⁵ Krahmann, *States, Citizens and the Privatization of Security*, p.121.
- ⁶⁶ PSC 批判論者を、PSC の status に対して批判的なのか（解決策としては PSC 全廃論につながる）、PSC の activity に対して批判的なのか（規制・管理のルールがしっかりしているなら容認）と二つに分けて論じたのは Percy である。Percy, *op.cit.*, p.23.
- ⁶⁷ Kinsey, *op.cit.*, p.24.
- ⁶⁸ *JDP 3-40*, p.2-7, 2-8.
- ⁶⁹ *JDP 3-40*, p.2-8.
- ⁷⁰ Paul Dixon, “‘Hearts and Minds’? British Counter-Insurgency from Malaya to Iraq,” *The Journal of Strategic Studies*, June 2009, pp.32-33, pp.359-360.
- ⁷¹ Dixon, *op.cit.*, p.368.
- ⁷² Dixon, *op.cit.*, p.370, p.376.
- ⁷³ Mockaitis, *op.cit.*, p.150.
- ⁷⁴ Aoi, *op.cit.*, p.4.
- ⁷⁵ 小山雅徳は「既存の SSR 研究は治安制度の設計・改革のプロセスに主として焦点を当て、いわば治安の「供給側」の問題を扱う一方で、SSR が実施される現地社会と治安部門との関係、現地社会が SSR の取り組みをどう評価しているかといった、治安の「受益側」たる現地社会の視点に立った研究は未だ数少ない」と述べている。小山雅徳「紛争後平和構築におけるコミュニティ・ポリシングの導入—コソボの事例から—」第 13 回秋野豊賞「受賞の言葉と研究計画」
<<http://www.akinoyutaka.org/prize/prize11/proposal.html#oyamapro>> (2011 年 6 月 17 日アクセス)